

地独新小市病公示第2号

平成28年4月7日

平成27年度 新小山市民病院 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達実績について

標記の件について、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条及び平成27年度新小山市民病院障がい者優先調達推進に関する方針第8条の規定により、次のとおり公表する。

地方独立行政法人新小山市民病院

理事長 島田 和幸

平成 27 年度 新小山市民病院 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達実績報告

1. 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

平成 27 年度に本院が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---------|
| 目標額 | 15 万円以上 |
| 内訳：物品 | 10 万円以上 |
| 役務 | 5 万円以上 |

(平成 27 年度新小山市民病院障がい者優先調達推進に関する方針より抜粋)

2. 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達実績

| 調達の対象となる障がい者就労施設名 | 調達対象品目 |
|-----------------------|--------|
| ラベンダーハウス | 名刺作成印刷 |
| 社会福祉法人パステル | お菓子代 |
| 社会福祉法人つむぎ 第 2 くわの実 | お菓子代 |

| 調達の対象品目 | 平成 27 年度目標 | 平成 27 年度実績 | 目標達成率 |
|---------|------------|------------|-------|
| 物品 | 100,000 円 | 351,100 円 | 351% |
| 役務 | 50,000 円 | 0 円 | 0% |
| 合計 | 150,000 円 | 351,100 円 | 234% |

3. 実績の評価と課題の分析

平成 27 年度実績は、新病院移転による式典や所在地の変更があり、それに伴う発注が増えたため、全体としての目標について大きく達成できた。しかしその内訳についてみると、役務については計画通りに目標を達成することができなかった。県への報告・調査関係では、名刺等の印刷業務については「役務」に含まれていることから、当院の方針についての調達項目の見直しとともに、障がい者就労施設等から十分な意見聴取を行いながら、さらなる調達業務の検討に努めることが重要である。